

各 位

## 第 70 回全日本大学野球選手権記念大会出場支援協力趣意書

拝啓 初夏の候、皆様におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より西日本工業大学の教育活動にご理解とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび本学硬式野球部は「第 105 回九州地区大学野球選手権大会 北部ブロック大会」で優勝を果たし、「第 70 回全日本大学野球選手権記念大会」に出場することになりました。出場は平成 27 年以来 5 度目の出場となり、選手達はまず神宮での一勝を目指しています。彼らの熱い想いは、必ずや神宮に美夜古旋風を巻き起こしてくれるものと期待しています。

選手達が母校の名誉と郷土の期待に応え、存分に活躍できるように支援体制の輪を作りたいと考え、別紙のとおり支援活動を計画いたしました。

つきましては、この支援活動の趣旨をご理解いただき、皆様方の格別なご支援を賜りたく、お願い申し上げます。

### 【1 回戦】

6 月 7 日（月） 11:30 明治神宮野球場

VS. 上武大学（関甲新学生野球連盟）

令和 3 年 5 月 吉日

学校法人 西日本工業学園

理事長 鹿 田 磨 樹

西日本工業大学

学長 片 山 憲 一

令和3年 月 日

学校法人西日本工業学園  
理事長 鹿田 磨樹 殿  
西日本工業大学  
学長 片山 憲一 殿

寄附者 〒 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

(法人の場合は、法人名及び代表者名を記載してください。)

### 寄 附 申 込 書

下記のとおり、寄附を申し込みます。

記

寄 附 金 額	金 円也
寄 附 予 定 年 月 日	令和3年 月 日
寄 附 の 目 的	硬式野球部支援のため。
領 収 書	要 ・ 不要
	領収書送付先（寄附者の住所・氏名と異なる場合のみ、ご記入願います。）（例：〒123-1111 東京都〇〇区〇〇1-2-3-△ビル4F 〇〇株式会社経理部経理課） 〒 _____ 住 所 _____ 電話番号 _____
そ の 他	

## <寄附の手続きについて>

### ①寄附申込書の提出

寄附申込書をご記入の上、総務企画課へご提出ください。

#### <提出先>

〒800-0394 福岡県京都郡苅田町新津 1-11  
西日本工業大学 総務企画課（電話 0930-23-1491）

※複数名で一括して寄附をお申込みになる場合には、各人のお名前、ご住所、金額がわかる一覧表を寄附申込書に添付してください（様式は任意です。）。

※「領収証」、「税額控除に係る証明書」の写し及び「特定公益増進法人である旨の証明書」の写しが必要な方は、必ずご提出ください。

### ② 寄附金のお振込み

寄附金を下記口座へお振込みください。

銀行名：西日本シティ銀行（金融機関コード：0190）

支店名：北九州営業部（支店コード：255）

預金種別：普通預金

口座番号：1912216

口座名義：西日本工業大学（ニシニッポンコウギョウダイガク）

### ③ 領収証の送付（ご希望の方のみ）

振込み確認後に、「領収証」をお送りいたします。

また、寄附金控除の適用対象となる個人には「税額控除に係る証明書」の写し及び「特定公益増進法人である旨の証明書」の写し、法人には「特定公益増進法人である旨の証明書」の写しをあわせてお送りいたします。

「寄附金領収証」、「税額控除に係る証明書」の写し及び「特定公益増進法人である旨の証明書」の写しにつきましては、税法上の優遇措置を受ける際に必要となりますので、確定申告まで保管してください。

## <連絡先>

- 寄附のお申込みに関すること…総務企画課（電話 0930-23-1491）
- 寄附金のお振込み及び領収証に関すること…財務室（電話 093-563-2228）

## <個人情報の取扱いについて>

ご寄附により取得した個人情報につきましては、本学が行う事業活動、事務手続き等について、本学からご寄附者にご連絡する必要がある場合のみ利用させていただきます。

なお、個人情報の取扱いには十分配慮いたします。

## 本学への寄附に伴う税法上の優遇措置について

本学に寄附をくださった場合の税法上の優遇措置は、次のとおりです。

### 1. 所得税

本学への寄附金について、所得控除又は税額控除を受けることができます。

所得控除、税額控除のどちらが有利かは、所得や寄附金の額により異なります。

#### ①所得控除の場合

寄附金の額から 2,000 円を控除した残額について、確定申告を行うことにより、所得控除の対象となります。

(所得控除を受けられる金額)

寄附金額－2,000 円 (ただし、所得の 40%が限度となります。)

(所得控除を受けるための手続き)

所得控除を受けるためには、領収証及び「特定公益増進法人である旨の証明書」の写しを添付の上、税務署へ確定申告を行う必要があります (電子申告の場合は、法定申告期限から 5 年間保存)。

#### ②税額控除の場合

寄附金の額から 2,000 円を控除した残額について、確定申告を行うことにより、税額控除の対象となります。

(税額控除を受けられる金額)

(寄附金額－2,000 円) × 40% (ただし、寄附金額は所得の 40%が限度となります。また、税額控除を受けられる金額は所得税額の 25%が限度となります。)

(税額控除を受けるための手続き)

税額控除を受けるためには、領収証及び「税額に係る証明書」の写しを添付の上、税務署へ確定申告を行う必要があります (電子申告の場合は、法定申告期限から 5 年間保存)。

※福岡県内に住民票がある方は、「2. 個人住民税」の (税額控除を受けるための手続き) をご覧ください。

## 2. 個人住民税

本学への寄附金が特定公益増進法人への寄附金として条例で指定されている自治体については、確定申告を行うことにより、寄附の翌年の住民税について税額控除の対象となります。

本学への寄附金について条例で指定されている自治体：福岡県、北九州市

(税額控除を受けられる金額)

### (1) 県民税

(寄附金額－2,000円) × 4% (ただし、寄附金額は総所得金額等の 30%が限度となります。)

### (2) 市町村民税

(寄附金額－2,000円) × 6% (ただし、寄附金額は総所得金額等の 30%が限度となります。)

(税額控除を受けるための手続き)

所得税及び住民税の税額控除を受けるためには、領収証、「税額に係る証明書」の写し(所得税)及び「特定公益増進法人である旨の証明書」の写し(住民税)を添付の上、税務署へ確定申告を行う必要があります(電子申告の場合は、法定申告期限から5年間保存)。

所得税の確定申告が不要で、住民税の寄附金税額控除だけを受けようとする場合には、お住まいの市町村にて住民税の申告を行うことができます。その際には、領収証及び「特定公益増進法人である旨の証明書」の写しが必要となります。

---

※平成 29 年度税制改正に伴い、指定都市(北九州市・福岡市等いわゆる政令指定都市)に住民票がある場合には、所得割の税率は次のようになります。

(税額控除を受けられる金額)

### (1) 県民税

(寄附金額－2,000円) × **2%** (ただし、寄附金額は総所得金額等の 30%が限度となります。)

### (2) 市民税

(寄附金額－2,000円) × **8%** (ただし、寄附金額は総所得金額等の 30%が限度となります。)

北九州市に住民票がある場合は、県民税・市民税ともに対象ですので、これまでと控除額の合計は変わりませんが、北九州市以外の政令指定都市に住民票がある場合は、県民税(2%)のみが控除対象となります。

### 3. 法人税

本学は法人税法に定める「**特定公益増進法人**」として認定を受けておりますので、本学への寄附について確定申告を行うことで、税法上の優遇措置を受けることができます。

#### ①損金算入額（株式会社の場合）

特定公益増進法人に対する寄附金は、次の（１）、（２）のいずれか少ない金額が損金に算入されます。

（１）特定公益増進法人に対する寄附金の合計額

（２）特別損金算入限度額

$$\left( \text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{3.75}{1,000} + \text{所得の金額} \times \frac{6.25}{100} \right) \times \frac{1}{2}$$

注：特定公益増進法人に対する寄附金のうち損金に算入されなかった金額は、一般の寄附金の額に含まれます。

#### ②損金算入するための手続き

特定公益増進法人等に対する寄附金を損金に算入するには、確定申告書にその金額を記載し、寄附金の明細書を添付するとともに、所定の書類を保存している必要があります。

※損金算入限度額は、その法人の形態や所得の金額等によって異なります。

---

詳細な内容につきましては、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/>)等をご確認になるか、最寄りの税務署、お住まいの自治体等にお尋ねください。